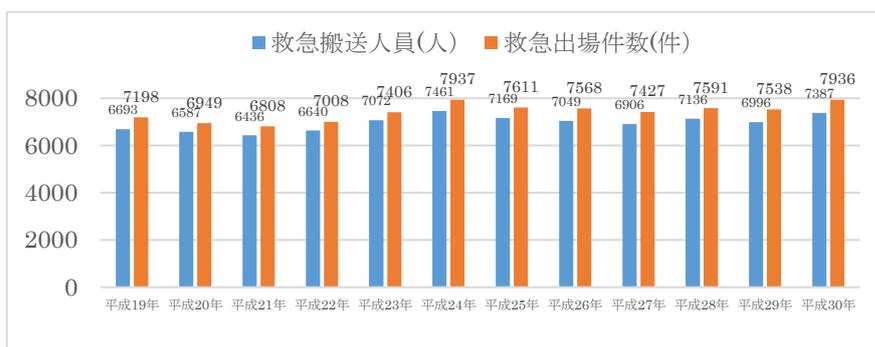


## 7 救急医療体制

### (1) 現 状

- 救急医療は「医の原点」と言われており、救急医療資源に限りがある中で、道民の誰もが適切な救急医療を受けられるよう、地域の救急医療機関が連携し、質の高い効果的な救急医療体制を確保することが重要です。
- 本圏域の救急医療の需要は増加傾向にあり、救急車の搬送人員は平成19年の6,693人から平成30年の7,387人とこの間で10.4%増加しており、救急車の出動件数についても7,198件から7,936件と10.3%増加しています。
- その背景として、高齢化の急速な進展や少子化、核家族化、夫婦共働きなど生活環境の変化、救急医療や救急車利用に対する住民の意識の変化などがあげられます。
- 住民の大病院・専門医指向などを背景に、軽症者の夜間受診が二次救急医療を担う病院へ集中し、これに伴い病院勤務医への負担が増大するなどの問題が生じています。

#### 【救急搬送人員・救急搬送件数】



※ 救急年報（各年）

#### 【救急車搬送人員の推移】

資料編 第9表「南空知管内消防署別救急出動件数・搬送人員」のとおり

#### (救急医療提供体制)

比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症の救急患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療までの体系的な医療体制や救急搬送体制を整備しています。

**【初期救急医療】**

- 岩見沢市は、平日及び土日・祝日を問わず夜間は「岩見沢市夜間急病センター」で対応し土日・祝日の日中は在宅当番医制により対応しています。
- 夕張市は、平日夜間及び日曜日の日中は在宅当番医制により、その他は夕張市立診療所により対応しています。
- 三笠市は、夜間と土曜日は市立三笠総合病院で対応し、日・祝日の日中は在宅当番医制により対応しています。
- その他の市町においては、各市・町立病院・診療所で初期救急を行っていますが、町立の施設のない栗山町においては、栗山赤十字病院が初期救急に対応しています。

**【二次救急医療】**

本圏域における入院治療を必要とする重症救急患者に対する二次救急医療は、12 施設の救急告示医療機関により対応しています。

二次救急医療機関（計）	12 施設
救急告示医療機関	12 施設
病院群輪番制参加医療機関	4 施設

**【救急搬送】**

- 救急搬送は、救急車によるほか、ドクターヘリ等の活用により搬送されています。
- また、消防機関と医療機関との連携の下、救急搬送途上等における救急医療の質の向上と、救急救命士のメディカルコントロールに基づく病院前救護体制\*1 の充実強化を図るため、岩見沢市立総合病院、北海道中央労災病院、市立美唄病院、北海道大学病院による救急救命士の実習及び研修が行われています。

**【南空知管内道央ドクターヘリ出動件数（キャンセル・悪天候等を含む）】**

区分	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	月形町	計
平成 24 年度	23	17	7	2	5	5	10	9	0	78
平成 25 年度	23	10	10	0	6	4	6	7	0	66
平成 26 年度	15	15	5	3	3	8	7	4	0	60
平成 27 年度	9	10	3	1	1	3	4	2	2	35
平成 28 年度	16	13	4	2	2	1	4	1	1	44
平成 29 年度	16	12	1	1	2	3	2	2	2	41
平成 30 年度	14	12	2	3	1	5	3	1	0	41

\*1 メディカルコントロールに基づく病院前救護体制：傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示又は指導・助言等の下に救急救命士が気管挿管等の医行為を実施すること。

【救急救命士人数等】

令和2年10月1日現在

消防本部名	区分	市町名	高規格救急車 車両数(台)	救急救命士数(人)	
				薬剤投与可能	気管挿管可能
夕張市消防本部		夕張市	2	16	0
美唄市消防本部		美唄市	2	20	12
三笠市消防本部		三笠市	2	13	2
岩見沢地区 消防事務組合		岩見沢市 月形町	5	60	9
南空知消防組合		栗山町	1	62	45
		長沼町	1		
		由仁町	1		
		南幌町	1		
合計			16	171	50

※ 岩見沢保健所調

(住民への情報提供や普及啓発)

- 「救急の日」を含む「救急医療週間」において、岩見沢市、三笠市、美唄市の医師会等の主催で住民に対して自動体外式除細動器(AED)\*2の使用法を含む救急法講習会を実施するとともに、ポスター、リーフレットの活用により住民への啓発に努めています。
- 各市町「広報」で「コンビニ受診」の抑制を図るよう啓発を行っています。
- 各消防本部は、救急医療に関する知識の普及啓発を図るため、住民を対象とした心肺蘇生法(AED含)等の救急法講習会を開催しています。

【AED設置施設数】

市町名	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	月形町	合計
台数	31	137	26	30	29	9	28	54	20	364

※ 道保健福祉部地域医療推進局地域医療課ホームページ 平成28年12月末現在

\*2 自動体外式除細動器(AED): Automated External Defibrillatorの略。心室細動等による心停止者に対し、必要な場合にのみ心臓に電気ショック(除細動)を実施することができる機器で、平成16年7月から一般市民が使用できるようになった。

## (2) 課題

(初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実)

- 医師をはじめとする医療従事者の確保や、地域における救急医療体制を将来に向け安定的に提供するため、本圏域における医療機関の役割分担を推進する必要があります。
- 二次救急医療機関が初期救急を行うことにより、本来対応すべき二次救急の受け入れに支障をきたすことが考えられることから、初期救急医療と二次救急医療の役割分担と連携体制の強化が求められています。

(救急搬送体制の充実)

メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の一層の充実が求められています。

(住民への情報提供や普及啓発)

- 救急医療に関する知識を広く住民に提供するために、北海道救急医療・広域災害情報システムの充実やAEDの使用方法を含む救急法等講習会を多くの市町で開催する必要があります。
- 救急医療機関や救急車の適切な利用を図るため、住民に対し、一層の啓発が必要です。
- 高齢化が一層と進むことから、救急医療機関の機能と役割を明確にし、入院、退院あるいは転院におけるかかりつけ医等の医療機関や介護保険施設などとの連携強化が必要です。

## (3) 必要な医療機能

(初期から二次に至る救急医療体制の充実)

初期から二次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、救急医療機関の負担軽減や病床確保を図るため、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、かかりつけ医等の医療機関や介護保険施設等の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

(病院前救護及び救急搬送体制の充実)

AEDの使用方法を含む救急法等の住民への普及啓発及び広域性を考慮し、救急車等による陸路搬送のほか、ヘリコプターなどによる搬送も活用した、より迅速な救急搬送体制の整備を図ることが必要です。

## (4) 数値目標等

- 本圏域内の全市町で在宅当番制等の初期救急医療体制を維持継続します。
- 適正な救急医療利用のため、各関係機関と協力を図り、住民への啓発を継続して実施する必要があります。

## (5) 数値目標等を達成するために必要な施策

(初期救急・二次救急医療体制の充実・負担軽減)

- 救急医療専門部会等において、救急医療の現状や課題について協議する中で、将来に向けた救急医療のあり方と体制の確保について検討します。
- 市町・医師会等で実施してきた広報活動を維持し、より具体的、効果的な普及啓発について検討します。
- 初期救急医療機関の負担軽減のため、医師会・市町立病院と協力して、住民に対する「救急法講習会」等を実施します。
- AEDの使用方法や、救急処置の方法（止血法、発熱・骨折時の対応等）、病気の時の食事の内容など、対処の方法等の講演を医師会・市町立病院の協力のもとに実施します。
- 岩見沢市立総合病院、北海道中央労災病院、市立美唄病院において消防機関から受け入れを行っている救急救命士の実技等の実習について、今後とも体制の継続に努めます。

#### (6) 医療機関等の具体的な名称

- 初期救急医療機関（休日夜間急患センター）

令和2年4月1日現在

市町名	施設名
岩見沢市	岩見沢市夜間急病センター

- 二次救急医療機関

令和2年10月1日現在

市町名	施設名	救急告示	輪番制
岩見沢市	独立行政法人労働者健康安全機構北海道労災病院	○	○
	岩見沢市立総合病院	○	○
	岩見沢市立栗沢病院	○	
	医療法人北翔会岩見沢北翔会病院	○	
	医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科	○	
夕張市	夕張市立診療所	○	
美唄市	市立美唄病院	○	○
三笠市	市立三笠総合病院	○	
南幌町	国民健康保険町立南幌病院	○	
由仁町	国民健康保険由仁町立診療所	○	
長沼町	町立長沼病院	○	
栗山町	栗山赤十字病院	○	○
月形町	国民健康保険月形町立病院	○	

- ※ 輪番制 … 病院群輪番制参加医療機関  
救急告示 … 救急告示医療機関

○ 三次救急医療機関（道央圏）

[医療機関名公表基準]

原則、重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した救命救急センター

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

第三次 医療圏	第二次 医療圏	病 院 名		救命救急センター	指定年月日
				運営病床数	
道央	札幌		市立札幌病院	38 床	平成 5 年 4 月 1 日
		◎	札幌医科大学付属病院 (高度救命救急センター)	31 床	平成 14 年 4 月 1 日 (平成 14 年 10 月 1 日)
		DH	手稲溪仁会病院	19 床	平成 17 年 3 月 25 日
			独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	30 床	平成 22 年 4 月 1 日
	中空知	●	砂川市立病院	18 床	平成 23 年 12 月 1 日

◎：高度救命救急センター ●：地域救命救急センター DH：ドクターヘリ基地病院

**(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割**

- ゴールデンウィーク及び年末年始の休日に発生する歯科系救急患者においては、岩見沢市においては当番医により対応しています。その他の市町においては歯科診療所は、夜間・休日の対応はしておらず、今後は、地域の実情に合わせて検討を行います。
- 本圏域における口腔顎顔面外傷については、北海道中央労災病院が対応しています。

**(8) 薬局の役割**

休日・夜間の処方せん受入体制については、薬局による輪番制や当番医療機関の近隣薬局での対応が行われています。今後とも、休日・夜間の診療体制など、地域の実情に合わせ、薬局が相互に連携し、休日・夜間における調剤応需のほか、市販薬を含めた薬品等の供給体制の充実に努めます。

**(9) 訪問看護ステーションの役割**

- 救命救急医療機関等から退院する患者に対して、救命医療機関及び主治医との連携の下、治療の継続を支援します。
- 在宅療養者の急変に適切に対応できるよう、緊急時の連絡体制等について、本人・家族、主治医、救急隊員等との情報共有、連携に努めます。